

法制執務講座

～地域主権時代に対応した法制執務能力の向上を目指す～

★こんな方におすすめ！

- ・ 法制事務担当の方又は法制事務を基礎から学びたい方
- ・ 今後、条例改正や規則改正を行う予定のある方
- ・ 条例や規則の作成に関心のある方 など



単位研修
2単位

★研修のねらい

地域主権改革による「義務付け・枠付けの見直し」や「条例制定権の拡大」に伴い、自治体には、適切な法令解釈と地域のニーズに応じた的確な例規の制定及び運用が求められています。

この講座では、条例・規則の制定や改廃についての基礎知識を習得し、条例作成等の演習を行うことで、職員の法制執務能力の向上を図り、地域主権時代を見据えた「徳島ならではの」立案づくりの推進を目指します。

【法制執務とは・・・】

法令を制定・改正する際に、用語や用法をチェックしたり改め文を作成する業務のことで、この講座では、例規の制定・改正時に必要な用語・用語の使い方を具体例を用いて学び、演習問題を通じて法制執務に必要な立法技術を習得します。

★講師情報

徳島県経営戦略部総務課法務文書室
法務文書担当 係長 七尾 洋

★研修評価（一部抜粋）

- ・ 条例や規則を読むことに少し抵抗があったが、講座を受講して、条例等が身近なものに感じられるようになった。
- ・ 基礎から詳しく教えてくださり、例題が豊富でよく理解できた。
- ・ 演習問題を解くことで、分かりやすく理解できた。
- ・ 今まで自分で勉強しようとしてもどうしてもいいか分からなかったが、条例等を読む際に必要な知識を学べて良かった。

★お申し込み・お問い合わせ

【お申し込み】 JoruriGwポータルの「照会・回答システム」でお申し込みください。後日、受講決定通知をお送りします。

【締め切り】 平成30年6月20日（水）

【お問い合わせ】 徳島県自治研修センター 電話：（088）631-8813
Eメール：jichikensyuusenta@pref.tokushima.lg.jp

★研修情報

●対象者

県・市町村職員で、所属長から推薦があった者

●募集人員

100名（県・市町村職員合同）

●日程及び会場

平成30年7月3日（火）
9：25～16：45

徳島県自治研修センター
（徳島市南庄町5丁目77-1）

★プログラム（予定）

【午前】9：30～12：00

- 第1部 法制執務とは
- 第2部 法体系とそれぞれの所管事項
- 第3部 法令検索システムの活用
- 第4部 法令用語の使い方

【午後】13：00～16：30

- 第5部 立法技術について
「立案の方式・条例の基本構造」
- 第6部 改正技法演習
「溶け込み方式による改正技法」

平成30年度「法制執務講座」実施細目

1 目 標

条例・規則の制定や改廃に必要な基礎的知識を学ぶとともに、演習を通じて立法技法を習得し、法制執務能力の向上を図る。

2 日 時

平成30年7月3日(火) 午前9時25分から午後4時45分まで

3 場 所

徳島県自治研修センター(徳島市南庄町5丁目77-1) ☎ 088-631-8813

4 対象者

県職員及び市町村職員で、所属長からの推薦があった者

5 研修形態

単位研修(2単位) 講義・演習形式

6 受講定員

100名(県・市町村職員合同)

7 日 程

時 間	プログラム(予定)	研修方法
9:25~9:30	オリエンテーション	
9:30~12:00	1 法制執務とは	講義
	2 法体系とそれぞれの所管事項	
	3 法令検索システムの活用	
	4 法令用語の使い方	
12:00~13:00	昼食休憩	
13:00~16:30	5 立法技術について 「立案の方式・条例の基本構造」	講義・演習
	6 改正技法演習 「溶け込み方式による改正技法」	
16:30~16:45	研修評価	

8 講 師

所 属 ・ 職	氏 名
徳島県経営戦略部総務課法務文書室 法務文書担当 係長	七尾 洋